

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部を改正する省令新旧対照表

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「第一種指定設備管理部門」とは、第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。</p> <p>二 「第一種指定設備利用部門」とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。</p> <p>三 「支援設備」とは、第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される電力設備、総合監視設備及び試験受付設備等に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。</p> <p>四 「全般管理」とは、営業所等における共通的作業及び本社等管理部門における活動に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2</p> <p>一～四（略）</p>

五 「一般第一種指定設備」とは、接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。）に係る設備並びにS I Pサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。

六 「特別第一種指定設備」とは、一般第一種指定設備以外の第一種指定電気通信設備をいう。

七 「設備区分」とは、第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分をいう。

第三条（略）

（会計単位の区分）

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によつて整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によつて整理しなければならない。

五 「設備区分」とは、第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分をいう。

第三条（略）

（会計単位の区分）

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によつて整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の規定を準用して算定した金額の振替によつて整理しなけ

第六条～第十二条 (略)	なければならない。 第六条～第十二条 (略)
--------------	---------------------------

改 正 案	現 行
-------	-----

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕	別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕
-----------------------	-----------------------

勘 定 科 目 表	勘 定 科 目 表
資 産	資 産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p style="color: red; margin: 0;">1. 一般第一種指定設備</p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。)</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>一般第一種指定中継ルータ</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>S I Pサーバ</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>ゲートウェイルータ</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>メディアゲートウェイ</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。)</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>網終端装置 (I P-V P Nサービスに係るもの)</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>網終端装置 (インターネット接続サービスに係るもの)</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>収容イーサネットスイッチ</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>中継イーサネットスイッチ</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>ゲートウェイスイッチ</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>伝送路</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>(何)</u></p> <p style="color: red; margin: 0;">2. 特別第一種指定設備</p> <p style="margin: 0;">端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p style="margin: 0;">主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</p>
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p style="margin: 0;">端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p style="margin: 0;">主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</p>

	<p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p>		<p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p>
--	--	--	--

	第一種指定設備利用部門	<p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 手動交換設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 呼関連データベース (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 車両及び船舶</p>		第一種指定設備利用部門	<p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 手動交換設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 呼関連データベース (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 車両及び船舶</p>
--	-------------	--	--	-------------	--

	支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 電力設備 監視設備 試験受付設備 （何） 共通部門設備 管理部門設備
(2)無形固定資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
(3)投資その他の資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費 用
営 業 費 用

科 目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料

	支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 電力設備 監視設備 試験受付設備 （何） 共通部門設備 管理部門設備
(2)無形固定資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
(3)投資その他の資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費 用
営 業 費 用

科 目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料

	第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門）	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 (何)		第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門）	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 (何)
共通費	全般管理（補助部門）	資材 研修 医療 一般共通	共通費	全般管理（補助部門）	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門	管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術	試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 (何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備	減価償却費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 (何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備

	支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	電力設備 監視設備 試験受付 （何） 共通部門設備 管理部門設備
固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 （何） 国税 地方税 道路占用料 （何）
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料

収 益
営 業 収 益

科 目	款（原価部門）	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 （何）設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	（何）

	支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	電力設備 監視設備 試験受付 （何） 共通部門設備 管理部門設備
固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 （何） 国税 地方税 道路占用料 （何）
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料

収 益
営 業 収 益

科 目	款（原価部門）	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 （何）設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	（何）

改 正 案	現 行
別表第二〔第6条・第8条〕	別表第二〔第6条・第8条〕
<u>接続会計財務諸表様式</u>	<u>接続会計財務諸表様式</u>
様式第1	様式第1
<u>損 益 計 算 書</u>	<u>損 益 計 算 書</u>
会計単位名 <u>第一種指定設備管理部門</u>	会計単位名 <u>第一種指定設備管理部門</u>
(単位 円)	(単位 円)
I 接続損益の部	I 接続損益の部
(1)営業収益	(1)営業収益
1 受取網使用料	1 受取網使用料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
2 振替網使用料	2 振替網使用料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
<u>(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの</u>	
<u>(イ) (ア)以外のもの</u>	
(2)営業費用	(2)営業費用
1 営業費用	1 営業費用
2 振替網使用料	2 振替網使用料
接続営業利益（又は接続営業損失）	接続営業利益（又は接続営業損失）
II 接続関連損益の部	II 接続関連損益の部
(1)営業収益	(1)営業収益
1 接続装置使用	1 接続装置使用料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
2 網改造料	2 網改造料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
(2)営業費用	(2)営業費用
接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）	接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）
会計単位名 <u>第一種指定設備利用部門</u>	会計単位名 <u>第一種指定設備利用部門</u>
(単位 円)	(単位 円)

<p>(1)営業収益 1 役務収入 2 振替網使用料</p> <p>(2)営業費用 1 営業費用 2 振替網使用料</p> <p><u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u> <u>イ ア以外のもの</u> <u>(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの</u> <u>(イ) (ア)以外のもの</u></p> <p>第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失） （記載上の注意） 次の事項を注記すること。 第一種指定設備管理部門「I 接続損益の部 (1)営業収益 2 振替網使用料」に関し、 認可接続約款等以外の提供分についての振替額</p> <p>様式第2 (略)</p>	<p>(1)営業収益 1 役務収入 2 振替網使用料</p> <p>(2)営業費用 1 営業費用 2 振替網使用料</p> <p>第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失） （記載上の注意） 次の事項を注記すること。 第一種指定設備管理部門「I 接続損益の部 (1)営業収益 2 振替網使用料」に関し、 認可接続約款等以外の提供分についての振替額</p> <p>様式第2 (略)</p>
---	--

改 正 案

様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

	合計	
	サービス活動	
	(何)	
	指定外電気通信設備	
	第一種指定設備利用部門計	
	うち光信号中継伝送機能に係るもの	
	(何)	
	呼関連データベース	
	専用線ノード装置く専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	
	専用加入者線装置モジュールく専用線ノード装置伝送路	
	専用線ノード装置	
	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	
	専用加入者線装置モジュール	
	折返し通信路設定機能に係る設備	
	手動交換設備	
	番号案内データベース及び番号案内設備	
	信号網設備	
	うちルーティング伝送機能に係るもの	
	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
	中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
	うちルーティング伝送機能に係るもの	
	端末系交換設備く端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
	端末系交換設備く端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
	うちルーティング伝送機能に係るもの	
	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	
	端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
	公衆電話設備	
	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	
	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	
	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	
	特別第一種指定設備	
	一般第一種指定設備	
	第一種指定設備管理部門計	

機械設備	公衆電話機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	市内機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	市外機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	電報機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	伝送機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	無線機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	電力設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	電話番号案内設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				

土 地	取 得 価 額																												
	減価償却累計額																												
	帳 簿 価 額																												
建 設 仮 勘 定	取 得 価 額																												
	減価償却累計額																												
	帳 簿 価 額																												
無 形 固 定 資 産	取 得 価 額																												
	減価償却累計額																												
	帳 簿 価 額																												
設備区分ごとの固定資産合計	取 得 価 額																												
	減価償却累計額																												
	帳 簿 価 額																												

(注)
この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

現 行

様式第 3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

	第一種指定設備利用部門計	合計
		サービス活動
		(何)
		指定外電気通信設備
		第一種指定設備利用部門計
		うち光信号中継伝送機能に係るもの
		(何)
		呼関連データベース
		専用線ノード装置く専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
		専用加入者線装置モジュールく専用線ノード装置伝送路
		専用線ノード装置
		うち光信号電気信号変換機能に係るもの
		専用加入者線装置モジュール
		折返し通信路設定機能に係る設備
		手動交換設備
		番号案内データベース及び番号案内設備
		信号網設備

うちルーティング伝送機能に係るもの

中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

中継系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)

うちルーティング伝送機能に係るもの

端末系交換設備く端末系又は中継系交換設備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

端末系交換設備く端末系又は中継系交換設備伝送路 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)

うちルーティング伝送機能に係るもの

端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの

端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)

公衆電話設備

主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)

端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)

主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)

端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)

第一種指定設備管理部門計

土 地	取得価額																																					
	減価償却累計額																																					
	帳簿価額																																					
建設仮勘定	取得価額																																					
	減価償却累計額																																					
	帳簿価額																																					
無形固定資産	取得価額																																					
	減価償却累計額																																					
	帳簿価額																																					
設備区分ごとの固定資産合計	取得価額																																					
	減価償却累計額																																					
	帳簿価額																																					

(注)
この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

改正案

様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

	合計
	（何）
	伝送路
	ゲートウェイスイッチ
	中継イーサネットスイッチ
	収容イーサネットスイッチ
	網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）
	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。）
	メディアゲートウェイ
	ゲートウェイルータ
SIPサーバ	
一般第一種指定中継ルータ	
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。）	
一般第一種指定設備計	

機械設備	公衆電話機械設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
	市内機械設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
	市外機械設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
	電報機械設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
	伝送機械設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
	無線機械設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
		帳簿価額																					
	電力設備	取得価額																					
		減価償却累計額																					
帳簿価額																							
電話番号案内設備	取得価額																						
	減価償却累計額																						

土 木 設 備	減価償却累計額																			
	帳簿価額																			
海 底 線 設 備	取 得 価 額																			
	減価償却累計額																			
建 物	帳簿価額																			
	取 得 価 額																			
構 築 物	減価償却累計額																			
	帳簿価額																			
機 械 及 び 装 置	取 得 価 額																			
	減価償却累計額																			
車 両 及 び 船 舶	帳簿価額																			
	取 得 価 額																			
工 具、器 具 及 び 備 品	減価償却累計額																			
	帳簿価額																			
休 止 設 備	取 得 価 額																			
	減価償却累計額																			
	帳簿価額																			

土 地	取 得 価 額																				
	減価償却累計額																				
	帳簿価額																				
建設仮勘定	取 得 価 額																				
	減価償却累計額																				
	帳簿価額																				
無形固定資産	取 得 価 額																				
	減価償却累計額																				
	帳簿価額																				
設備区分ごとの固定資産合計	取 得 価 額																				
	減価償却累計額																				
	帳簿価額																				

(注)

この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

(新規)

改 正 案

様式第 4

設 備 区 分 別 費 用 明 細 表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計	合計
	サービス活動	指定外電気通信設備
	(何)	第一種指定設備利用部門計
	うち光信号中継伝送機能に係るもの	(何)
	呼関連データベース	専用線ノード装置↗専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
	専用加入者線装置モジュール↗専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置
	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール
	折返し通信路設定機能に係る設備	折返し通信路設定機能に係る設備
	番号案内データベース及び番号案内設備	番号案内データベース及び番号案内設備
	信号網設備	信号網設備
	うちルーティング伝送機能に係るもの	うちルーティング伝送機能に係るもの
	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
	うちルーティング伝送機能に係るもの	うちルーティング伝送機能に係るもの
	端末系交換設備↗端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備↗端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
	うちルーティング伝送機能に係るもの	うちルーティング伝送機能に係るもの
	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの
	端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
	公衆電話設備	公衆電話設備
	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	
特別第一種指定設備	特別第一種指定設備	
一般第一種指定設備	一般第一種指定設備	

3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備	
電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比
一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）	支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

現 行

様式第 4

設 備 区 分 別 費 用 明 細 表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計	指定外電気通信設備	合計
		(何)	
	第一種指定設備利用部門計	うち光信号中継伝送機能に係るもの	
		(何)	
	第一種指定設備利用部門計	呼関連データベース	
		専用線ノード装置	
	第一種指定設備利用部門計	専用線ノード装置	
		専用加入者線装置モジュール	
	第一種指定設備利用部門計	専用加入者線装置モジュール	
		専用線ノード装置	
	第一種指定設備利用部門計	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	
		専用加入者線装置モジュール	
	第一種指定設備利用部門計	折返し通信路設定機能に係る設備	
		手動交換設備	
	第一種指定設備利用部門計	番号案内データベース及び番号案内設備	
		信号網設備	
	第一種指定設備利用部門計	うちルーティング伝送機能に係るもの	
		中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
	第一種指定設備利用部門計	中継系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
		うちルーティング伝送機能に係るもの	
	第一種指定設備利用部門計	端末系交換設備	
		うちルーティング伝送機能に係るもの	
	第一種指定設備利用部門計	端末系交換設備	
		うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	
	第一種指定設備利用部門計	端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
		うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	
	第一種指定設備利用部門計	公衆電話設備	
		主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	
	第一種指定設備利用部門計	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	
		主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)	
	第一種指定設備利用部門計	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	
		端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	

3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備	
電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比
一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関するもの）	支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

改 正 案

様式第4の2

設 備 区 分 別 費 用 明 細 表 (一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

	合計
	(何)
	伝送路
	ゲートウェイスイッチ
	中継イーサネットスイッチ
	収容イーサネットスイッチ
	網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)
	網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)
	一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。)
	メディアゲートウェイ
	ゲートウェイルータ
SIPサーバ	
一般第一種指定中継ルータ	
一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。)	
一般第一種指定設備計	

営業費																				
うち貸倒損失																				
運用費																				
施設保全費																				
共通費																				
管理費																				
試験研究費及び研究費償却																				
減価償却費																				
固定資産除却費																				
うち除却損																				
通信設備使用料																				
租税公課																				
合計																				

(単位 %))

直課																				
活動基準帰属																				
配賦																				

(注)

この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

(新規)

改正案	現行
別表第三〔第6条・第10条〕 (略)	別表第三〔第6条・第10条〕 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。